

PowerCMS ソフトウェア利用許諾書

スタンダード版

1 サーバー・5 ユーザー

本ソフトウェア（PowerCMS）は、アルファサード株式会社（以下「アルファサード」という）が著作権等の知的財産権その他一切の権利を保有しています。この利用許諾契約は、本ソフトウェアに関してその利用者（以下「お客様」という）とアルファサードとの間で締結される契約です。アルファサードは、本ソフトウェアをサーバーにインストールしたことをもって、お客様が本契約のすべての条項を承諾したものとみなします。

1. 利用許諾

本ソフトウェアの利用許諾は、購入時に指定された法人に対してのみ付与されるものとし、当該法人以外の法人または第三者に対しては、いかなる利用許諾も付与されません。アルファサードの承諾がない限り、本ソフトウェアを当該法人以外の法人が使用すること、または第三者に使用させることは禁止されます。利用許諾を受けたお客様は次の範囲内で本ソフトウェアをご利用いただくことができます。

(1) 本ソフトウェアをサーバー(*1) にインストールして、ソフトウェア利用許諾に従い、許諾された範囲のユーザー数(*2)で利用すること。

*1 本規約における「1サーバー」とは、本ソフトウェアの管理画面（インスタンス）1個を導入している単位をいいます。本エディションでは、複数インストールすることはできません。ただし、これらのコンピューター群は単一の用途、公開サーバー、冗長化、開発環境、ホット/コールドスタンバイのいずれかとして利用しなければならず、異なる用途に利用することはできません。

*2 「ユーザー」とは、とは、本ソフトウェアの「ユーザーの追加 / 編集」機能をもって本ソフトウェアにより生み出される独自のログイン名を持つ個人を意味します。また、グループ会社、関連会社等を含む別法人への CMS / ブログやその他のサービスの提供やホスティング事業での利用、業務委託契約による CMS の利用代行を除く複数社での共同利用はできません。

2. サポート

お客様は製品のサポート有効期限内であればアルファサードよりサポートを受けることができます。サポートの対象範囲、サポートの利用方法およびその他の細則についてはウェブサイトに記載するものとします。なお、本ソフトウェアをその顧客（以下「エンドユーザー」という）に使用させる目的で、エンドユーザーにかかわって契約および支払続きを行う法人または個人は、エンドユーザーに対する一次サポートをその責任において行うもの

とします。

アルファサードはエンドユーザーに対する直接のサポートは行いません。

3. アップグレード

お客様はサポート有効期限内であれば、本ソフトウェアの最新版を利用する権利を有します(*3)。サポート有効期限は有効期間満了日の30日前までに、お客様が継続停止手続きを行わない限り、さらに1年間自動的に延長され、アルファサードより請求する費用をお支払いいただく必要があります。

*3 サポート有効期限を過ぎた場合でも、セキュリティ・アップデート版が提供された場合は利用を許可されます。

4. 禁止事項

お客様は次の各号に定める利用をすることはできません。

(1) 本ソフトウェアを第三者に配布すること。

(2) WWW、FTP、LAN 等により、本ソフトウェアを特定、不特定に関わらず第三者にネットワーク配信もしくは記録媒体複製により頒布・販売すること。

(3) 本ソフトウェアを改変修正その他変更する等本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。

5. 利用許諾違反に対する措置

(1) 利用者が本利用許諾に定める禁止事項に該当する行為その他本利用許諾の条項に違反した場合で、当社が利用者に対し、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、当該期間内に是正がなされない場合は、当社は直ちに本利用許諾を解除することができるものとします。

(2) 前項の場合、当社は、当該違反により被った損害について、本条に定める違約金をもってその賠償額の予定とし、加えて、利用者は、違反により本来支払われるべきであった利用対価その他の費用（いずれも正規価格を基準とする）を精算する義務を負うものとします。

- ① 違約金（損害賠償額の予定） 利用者が現在利用しているエディションの正規価格の初期費用と同額の金額。
 - ② 本来支払われるべき利用対価の精算 本来適法に利用する場合に支払われるべきであった正規価格に基づく初期費用その他の利用対価
 - 1) 違反行為がライセンス数不足に該当すると当社が認めた場合、必要なライセンスの追加に係る正規価格の初期費用
 - 2) 違反行為が上位エディション相当の利用形態に該当すると当社が認めた場合、当該上位エディションの正規価格の初期費用と現在利用中のエディションの正規価格の初期費用との差額の 120%に相当する金額（規定の「アップグレード費用」に相当）。
 - ③ 外部専門家費用等の実費 違反が原因で弁護士対応その他外部専門家の関与、紛争処理、調査対応などが必要となった場合の弁護士費用その他実費。
- (3) 前項各号に基づき利用者が支払うべき違約金、利用対価の精算額および外部専門家費用等の実費は、これらを合算した金額とし、当社が請求した日から 30 日以内に支払われなければならないものとします。
- (4) 前項の支払期限までに履行がなされない場合、利用者は支払済みに至るまで、未払金に対し年 3%の遅延損害金を支払うものとします。

本条に基づく措置は、当社が本利用許諾に基づき有するその他の権利行使を妨げるものではありません。

6. 不保証および免責

- (1) アルファサードは、明示または黙示を問わず、本ソフトウェアの完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、第三者の権利非侵害、及びその他一切の保証を第7条にて記載しているものを除いては行いません。
- (2) お客様による本ソフトウェアのインストール、利用、利用不能および第三者への配布等から生じる一切の

損害（使用機器およびプログラム設定の破損、逸失利益、事業の中断、情報の喪失またはその他の金銭的損失を含み、またこれらに限定されない損害）に関して、アルファサードは一切の責任を負わないものとします。上記の制限および排除は、お客様の所在地の法律上認められる限度で適用されるものとします。本契約に起因または関連してアルファサード、その関連会社およびサブライヤが負う責任の総額は、本ソフトウェアについてお客様が支払った金額を上限とします。

7. アルファサードによる保証

- (1) アルファサードは本ソフトウェアに含まれるオープンソース部分をのぞき、情報についての管理者の意図若しくは許可なくコンピューター、コンピューター・システムまたはコンピューターネットワーク内の情報を変更し、損失し、破壊し、記録しまたは送信するように意図的に設計された命令を本ソフトウェアに含めていないことを保証します。
- (2) アルファサードは本ソフトウェアに含まれるオープンソース部分をのぞき、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害するものではないことを保証します。
- (3) 本契約の有効期間中、本ソフトウェアにオープンソース部分をのぞいて本項の保証に反するものが含まれていることが判明した場合には、アルファサードは唯一の法的救済として、アルファサードの費用において本ソフトウェアの主要な機能を損なうことなく本項に定める保証に合致するように本ソフトウェアを改変または交換する、あるいはお客様がソフトウェアを本契約に従って使用し続けられように権利を取得する等の合理的な営業上の努力を払います。

8. その他

- (1) 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
- (2) 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

改定日 2026 年 2 月 13 日